

I リース、金融商品、IFRSのれん処理… これからの会計・監査の 動向とポイント

(株)大和総研

金融調査部

藤野 大輝

(株)大和総研

金融調査部

斎藤 航

【この章のエッセンス】

●日本基準については、①LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いの再検討、②すべてのリースについてオンバランス（資産および負債の認識）の検討、③予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての検討などが行われている。

●IFRSについては、④のれんの減損に関して検討を行うプロジェクト、⑤「動的リスク管理」の実態を財務諸表に反映させるための特別な会計処理（マクロヘッジ）のプロジェクトの方向性の決定などが行われる予定である。

●監査については、わが国で非財務情報などを含む有価証券報告書の

その他の記載内容について、監査人の役割の明確化が行われる。

会計（日本基準）に関する動向

(1) LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い

LIBORの公表が2021年12月末に恒久的に停止される（一部の米ドル建LIBORは除く）ことに伴い、2020年9月29日に企業会計基準委員会は実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表した。実務対応報告40号は、LIBOR

ORの公表停止に起因するLIBORの置換えに直接関係のある部分に限定したうえで、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の要件を満たさない場合でも、一定のケースではヘッジ会計の適用を特例的に認めるものである。

LIBORの後継金利となる金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、実務対応報告40号では、公表から約1年後に再度確認することとしており、実際に2021年10月から当該取扱いについて企業会計基準委員会は再検討を開始している。2021年内に実務対応報告40号の改正の公開草案が公表され、2022年3月までに正式決定する

見込みである。一部の米ドル建LIBORの公表停止が2021年12月末ではなく、2023年6月末であることなどに配慮し、実務対応報告40号の期限が米ドル建LIBOR以外も一律に1年間延長される見込みである。また、円LIBORの公表停止後2022年末まで公表予定である、算出方法を変更した「シンセティック円LIBOR」に関する実務対応報告40号の改正は行わない見込みである。

(2) リース会計

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、すべてのリースについて資産および負債を認識する（オンバランスとする）会計基準の開発に向けた検討が行われている。

リースは、購入に近いファイナンス・リースと、賃貸借のオペレーティング・リースに大別される。現行の日本基準では、前者のファイナンス・リースはすでにオンバランスとする取扱いが適用されているが、後者のオペレーティング・リースはオンバランスとせず、代金を経費とする簡便な会計処理が認められている。

一方で、国際会計基準であるI